

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和2年1月22日

時 間：臨時議会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後1時30分

出席議員（14名）

議長	塚野芳美君	1番	渡辺英博君
2番	渡辺正道君	3番	高野匠美君
4番	渡辺高一君	5番	堀本典明君
6番	早川恒久君	7番	遠藤一善君
8番	安藤正純君	9番	宇佐神幸一君
10番	高野泰君	11番	黒澤英男君
12番	高橋実君	13番	渡辺三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋保明君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
会計管理者	三瓶直一人君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	小林元一君
住民課長	植杉昭弘君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	猪狩力君
都市整備課長	竹原信也君

教育総務課長	飯塚 裕之君
参事生涯学習課長兼	三瓶 清一君
郡山支所長	斎藤 一宏君
参事いわき支所長兼	三瓶 雅弘君
企画課長幹補佐兼	栗林 政和君
主幹課長補佐兼都市整備	廣田 浩二君
主幹課長補佐兼産業振興	坂本 隆広君
主幹課長補佐兼	猪狩 直恵君
生活環境課長子原課長	渡辺 浩基君
環境課長子原課長	猪狩 故基君
生活環境課長子原課長	渡辺 浩基君

職務のための出席者

議事会務局長	志賀 智秀
議庶会務係長	猪狩 英伸
議庶会務係主任	杉本 亜季

説明のため出席した者

【1. 東京電力福島第二原子力発電所廃止措置計画の主要ポイントについて】

執行役員 原子力・立地本部副本部長	増井 秀企君
原子力・立地本部副本部長兼廃止措置準備室長	吉田 貴彦君
本廃止措置準備室部長	中熊 哲弘君
本立地地域部部長	石田 守也君
福島第二原子力発電所副所長	吉田 薫君

付議事件

1. 東京電力福島第二原子力発電所廃止措置計画の主要ポイントについて
2. その他

開 会 (午後 1時30分)

○議長（塚野芳美君） ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。説明のための出席者は、配付した名簿のとおり、東京電力ホールディングス株式会社職員の皆さん並びに町長、副町長、教育長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、引き続き全員協議会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。本日の全員協議会の案件は、東京電力ホールディングス株式会社より東京電力福島第二原子力発電所廃止措置計画の主要ポイントについて説明を受けるとともに、町からはその他といたしまして、富岡町災害復興計画（第二次）後期（案）及び富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画アクションプラン（案）について避難指示解除区域の上水道料金及び下水道料金の減免措置の終了についての2件であります。福島第二原子力発電所の廃止措置につきましては、今後の廃止工程など詳細な東京電力で定められていくこととなります。福島第二原子力発電所廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定を昨年12月定例議会で議決をいたしましたが、安全で着実な廃炉の実現のため、本日は福島第二原子力発電所の廃止措置計画の主要ポイントについてご説明いたくこととしたものであります。その他町からの説明案件も含め、重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げ挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 次に、東京電力ホールディングス株式会社、増井秀企原子力・立地本部副本部長からもご挨拶をいただきたいと思います。

増井さん。

○執行役員原子力・立地本部副本部長（増井秀企君） 原子力・立地本部副本部長の増井でございます。本日お忙しい中貴重なお時間をいただき大変ありがとうございます。まずは、福島第一原子力発電所の事故から間もなく9年がたとうとしております。今もなお地域の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますこと心よりおわび申し上げます。また、富岡町議会の皆様、宮本町長初め富岡町の職員の皆様には、事故以降継続してさまざまな形でご指導賜っておりますこと心より感謝申し上げます。

昨年7月に福島第二原子力発電所の廃止を決定して以降これまで3度にわたって本議会に廃止措置の計画概要についてご説明をしております。また、12月26日には、福島県、富岡、楢葉両町との廃炉協定を締結させていただきました。締結に当たりましては、富岡町議会の皆様にご協力とご理解を賜りまして改めて御礼を申し上げます。これまでのご説明の中で今後原子力規制委員会に申請をいたします廃止措置の計画について、その内容についてはまとまり次第ご報告させていただくということに

してございました。現在廃止措置の計画については、鋭意作成中でございますが、本日主要ポイントについて説明をさせていただきたいと思います。貴重なご意見をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、ここで当社の参加者をご紹介をいたします。

○原子力・立地本部副本部長兼廃止措置準備室長（吉田貴彦君） 廃止措置準備室長の吉田でございます。よろしくお願いします。

○本社廃止措置準備室部長（中熊哲弘君） 同じく廃止措置準備室の中熊でございます。よろしくお願ひいたします。

○本社立地地域部部長（石田守也君） 立地地域部の石田と申します。よろしくお願ひいたします。

○福島第二原子力発電所副所長（吉田 薫君） 福島第二の吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

○福島第二原子力発電所リスクコミュニケーション（柳葉真一君） 福島第二の柳葉と申します。よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、東京電力福島第二原子力発電所廃止措置計画の主要ポイントについての説明をお願いいたします。なお、説明は着座のままで結構です。

吉田さん。

○原子力・立地本部副本部長兼廃止措置準備室長（吉田貴彦君） 廃止措置準備室長の吉田でございます。

それでは、お手元の資料に基づきまして福島第二原子力発電所の廃止措置計画の主要ポイントについてご説明させていただきます。それでは、説明は着座でさせていただきます。

資料は、こちらのA4の資料をごらんいただきたいと思います。表紙をおめくりいただきまして、スライド1をごらんいただけますでしょうか。はじめにというところでございます。福島第二原子力発電所につきましては、昨年7月末に廃止決定をご報告させていただいた以降、9月には電気事業法に基づく発電事業変更届の提出、12月には廃炉協定を皆様と締結させていただいたところでございます。現在は、廃炉の実施に向けて廃止措置計画を鋭意作成しているところでございますが、おおむね内容がまとまりつつあることから、本日は廃止措置を進める上で本計画に記載する主要なポイントについてご説明させていただきたいと思います。

廃止措置計画は作成が完了次第原子力規制委員会へ提出いたしますが、これに合わせて福島県、楢葉町、富岡町には廃炉協定に基づきまして廃止措置の実施に対する事前了解願を提出させていただく予定でございます。その後原子力規制委員会による審査に適切に対応していくとともに、認可を取得して以降は安全確保を最優先に全号機の廃止措置を着実に進めてまいります。

今申し上げました廃止措置着手までの流れにつきましては、別紙でA4、1枚のものをご用意させていただいております。こちらの資料をごらんいただけますでしょうか。図の左側が国との廃止措置計画の申請から認可の流れ、右側が廃炉協定に基づく事前了解をいただくまでの流れとなります。今回のご説明の位置づけは、その前段階ということになりますが、繰り返しになりますけれども、今後廃止措置計画の認可申請に合わせまして廃止措置の実施に対する事前了解願を出させていただいた後、国による審査を経て廃止措置計画の認可、技術検討会の検討結果を踏まえた事前了解をいただきました後、廃止措置計画に記載された内容に関する廃止措置に着手するということになります。なお、真ん中の記載でございますけれども、国による審査の過程におきまして、計画の変更、修正が生じた場合には、原子力発電所等に関する特別委員会の場などにおきましてしっかりとご説明させていただきますとともに、今後も重要な事項につきましては、お約束しておりますように、間広に皆様にご説明させていただきたいと思います。

それでは、この資料に戻りまして、以降廃止措置計画の主要ポイントをご説明させていただきたいと思います。スライド2をごらんください。まず、廃止措置の実施に当たっての基本方針となります。廃止措置は、関係法令等を遵守し、安全確保最優先に進めてまいりますが、まず1点目としましては、これまで同様周辺公衆及び作業員の被曝を可能な限り低減し、作業を実施してまいります。また、発電所の運営に関する保安活動、品質保証に必要な事項に関しましても、これまでと同様に保安規定に定めて実施してまいります。また、廃止措置の実施に当たっては、廃止措置期間中に機能を維持すべき設備に影響がないことを確認した上で工事を進めてまいります。

続いて、スライド3をごらんください。現在計画しております福島第二の全体工程となります。福島第二の廃止措置期間は、福島第一の廃炉と並行することを踏まえまして、人的リソース配分などに十分配慮していく必要があることから、これまで40年を超える期間が必要とご説明させていただいたおりましたが、具体的に検討を進めました結果、全体では44年を見込んでおります。廃止措置は、全体工程を図に記載しております4つの段階に区分して実施する計画ですが、各段階の期間は10年、12年、11年、11年をそれぞれ見込んでおります。今回申請いたします廃止措置計画には、図の赤枠に示しました第1段階であります解体工事準備期間に実施する具体的な事項について記載いたします。第2段階以降に関しましては、第1段階において実施いたします汚染状況調査の結果などを踏まえまして改めて廃止措置計画に反映し、変更の認可を受ける予定でございます。

スライド4をごらんください。第1段階に行う具体的な実施内容は、ごらんの5項目となります。次のページ以降でそれぞれの実施内容についてご説明いたします。

おめくりいただきまして、スライド5をごらんいただけますでしょうか。まずは、汚染状況の調査でございます。この作業の目的としては、大きく2つございます。1つ目に、建屋内の汚染状況を把握することで被曝低減に向けた適切な解体撤去の工法、手順を検討すること。2つ目に、解体作業で発生する放射性個体廃棄物の発生量を種類や区分ごとに精度を高く把握することでございます。図で

示しておりますのは、現在の原子炉建屋、タービン建屋における推定汚染分布でございますが、今後現場での調査を進めることにより、より精緻に把握してまいります。なお、現在放射性廃棄物として図示している部分は、次にご説明いたします除染などにより非放射性廃棄物とするなど今後放射性廃棄物の発生量の抑制にも努めてまいります。

6スライド目をごらんいただけますでしょうか。次に、汚染の除去、いわゆる除染作業についてご説明させていただきます。解体撤去作業などにおきまして、作業員の被曝を可能な限り低減するため、除染が有効と考えられる機器、配管などの除染を進めてまいります。図には、除染の方法を例示しておりますが、大きく分けて機械的除染と化学的除染の2種類がございます。機械的除染は、放射性物質が付着した機器、配管に対しまして、例えばプラスト作業のように金属などの固い粒子をぶつけるなどによって物理的に汚染を除去する方法でございます。また、化学的除染は、放射性物質が付着した機器、配管に対しまして、酸やアルカリなどの薬品を使って化学的に汚染を取り除く手法でございます。除染対象となる機器や配管の状況などを踏まえまして、これらのうち適切な手法を採用することで効果的に除染を進めていく予定でございます。

それでは、おめくりいただきまして、7スライド目をごらんいただけますでしょうか。屋外に設置している設備につきましては、安全確保の機能に影響を与えない範囲で第1段階から解体撤去工事を進めてまいる予定でございます。対象設備につきましては、写真でお示ししているような主変圧器などを候補に現在選定を進めているところでございます。また、解体撤去工事で発生した解体物のうち有用物につきましては、可能な限り再利用に努めてまいります。廃棄物につきましては、一般産業廃棄物となりますが、廃棄物処理法などの法規制に従い適切に処理、処分をしてまいります。なお、放射線管理区域内の設備の解体撤去につきましては、第1段階では実施せず、第2段階以降に進めていく計画でございます。

8スライド目をごらんください。原子炉建屋燃料貯蔵施設、いわゆる使用済み燃料プールからの核燃料物質の取り出しについてでございます。ここで核燃料物質と記載させていただいているのは、プール内には使用済み燃料とそれから新燃料を貯蔵中であることから、これを総称しているものとご理解いただければと思います。まず、使用済み燃料につきましては、合計で約1万体を貯蔵しておりますが、原子炉本体は解体する第3段階の開始、すなわち第2段階が完了するまでにプールから取り出しを完了させます。その上で廃止措置が終了するまでに全量を搬出し、再処理事業者へ譲り渡します。また、発電所構内への建設を計画しております使用済み燃料の乾式貯蔵施設につきましては、これまでご説明しておりますとおり、使用済み燃料を計画的に取り出し、廃止措置を円滑に進めるために早期の導入を目指しているところではございますが、まずは設計検討などを進めて改めて廃止措置計画に反映し、原子力規制委員会からの変更の認可を受ける予定でございます。この点につきましても、議会の皆様にもご説明をさせていただきます。なお、新燃料につきましても、第3段階の開始、すなわち第2段階が終わるまでには全量を搬出し、加工事業者へ譲り渡す計画でございます。

続いて、9スライド目をごらんください。放射性廃棄物の処理・処分についてでございます。廃止措置の進捗に伴い発生する解体物のうち放射性個体廃棄物につきましては、関係法令などに基づきまして廃棄物の種類、性状に応じて適切に処理を行い、廃止措置終了までに原子炉等規制法の許可を受けた廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する計画でございます。残りの解体物は、一般産業廃棄物として扱うことが可能でございますが、可能な限り有効利用に努めてまいります。具体的な処理、処分方法につきましては、今後廃炉を進めていく中で検討してまいりますが、地元の皆様にご安心いただけるようご理解を賜りながら適切に対応してまいります。なお、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物につきましても、これまでと同様関係法令などに基づいて適切に管理しながら放出してまいります。

以上が第1段階における具体的な実施事項となります。

続いて、10スライド目をごらんください。廃止措置に関する費用となりますけれども、廃止措置に要する費用は、全額自己資金によって賄います。福島第二の解体に要する費用は、中ほどの表にお示ししておりますとおり、1基当たり約700億円、4基合計で約2,800億円を見込んでおります。これらは、原子力発電施設解体引当金制度に基づきまして引き当てを実施しており、2019年3月末現在において約2,100億円が積み立て済みでございます。残りの2引当額につきましては、今後も積み立てを継続し、全額の積み立てを計画しております。

次のスライド、11スライド目をごらんください。このスライドには、これまで皆様より多くご意見を頂戴しておりました使用済み燃料及び放射性廃棄物の扱いにつきまして、廃止措置計画への記載内容のイメージをお示ししております。使用済み燃料については、廃止措置終了までに再処理施設へ全量を搬出し、再処理事業者へ譲り渡す。放射性廃棄物につきましては、関係法令及び関係告示に基づき廃棄物の種類、性状に応じた処理を行って、廃止措置が終了するまでに原子炉等規制法に基づき廃棄の事業の許可を受けた者の廃棄施設に廃棄するとの内容でございます。また、廃止措置の終了要件といたしましては、解体対象施設の解体撤去、核燃料物質の譲り渡し、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質または核燃料物質によって汚染されたものの廃棄を終了した後廃止措置を終了することにより、これらが全てが廃止措置の一環でございまして、弊社が責任を持ってこれを完遂することを明確にしたいと考えております。

ご説明は以上となります。弊社といたしましては、福島第二の廃止措置を進めるに当たっては、地元の皆様のご理解とご協力が何よりも大事であると考えております。今後も節目節目で丁寧に計画や実績などをご説明し、ご理解を賜りながら進めていきたいと考えておりますので、皆様におかれましてもご指導、ご鞭撻のほどを何とぞよろしくお願ひいたします。

ご説明は以上となります。最後の参考の資料は、前回ご説明させていただいておりますので、説明は割愛させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 資料の11ページ、前も同じような質問はしているのですけれども、きょうは廃炉措置計画ということで、使用済み核燃料、これは再処理業者に譲り渡すということで、それは県外というかに搬出するということはある程度は理解できますけれども、その放射性廃棄物、結局原子炉本体だったり、シラウドだったり、配管だったり、こういったものがL1とかL2とかL3とかという名前に変わって高レベル、低レベル、いろいろなものが発生すると思うのですが、きょうのこの資料を読ませてもらうと、やはり関係法令とかそういった言葉が出てくるのだけれども、そういうものがどのように処分するかという関係法令が今現在あるかどうか、それを教えてもらいたいのとあと結局廃棄の事業の許可を受けた者の廃棄施設に廃棄する。結局今現在廃棄のその許可を受けた業者がこういったものを処分する施設があるかどうか。これは、言葉上はこれ成立する。しかし、現実的にこういう業者があるのか。そういう廃棄物を処分する場所があるのか。その辺をちょっと教えてください。というのは、一番最後の参考資料、これを見ると、L1は地下70メートル、これで数百年単位で、L2は地下数十メートルで300年から400年、L3は数メートルで50年と。富岡町でも旧エコテックというところで結局除染廃棄物、結局かき集めた土とか、それだってだめだと大騒ぎなのです。東京電力が言うように、そういうような施設が簡単に引き受けてくれるというところがあるのかどうか。それちょっと疑問なですから、この前原子力規制庁も東京電力に対して解体廃棄物、これは東京電力で考えなさいと、そういうふうなことを委員長が言っておられると思うのだけれども、その辺も含めて可能なのか、文章上なのか、その辺説明してください。

○議長（塚野芳美君） 吉田さん。

○原子力・立地本部副本部長兼廃止措置準備室長（吉田貴彦君） まず、2点目のご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、廃止措置に伴って発生いたしました放射性廃棄物でございますけれども、これは今ご説明のとおり法に基づいて適切に処理、処分をさせていただくという方針でございますけれども、お話をいただきましたとおり、現時点では国内に処分事業者や処分場が存在していないのが実情でございます。こちら使用済み燃料につきましては、国内に再処理事業者がおりますけれども、廃棄物、廃止措置に伴って発生する放射性廃棄物につきましては、現時点では処分事業者、処分場は存在しないというところでございます。

我が国の廃止措置は、残念ながら廃棄物処分方策などの全てが整ってから着手できる状況ではございません。これは、既に廃炉プラントを保有しております先行電力、ほかの電力も同様な状況でございます。国もこれを認識しておりますので、今後国と事業者が協力してしっかりと取り組んで解決していくかなければいけないと考えております。今回全体の工程44年ということでご説明させていただきましたけれども、この期間に廃止措置を完了できるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 増井さん。

○執行役員原子力・立地本部副本部長（増井秀企君） それでは、1点目と3点目について私からご回答いたします。

まず、1点目のご質問ですけれども、この廃棄物処分に関してどの程度国の基準が定まっているかと、そういう質問だとお見受けいたしましたが、ちょうど下の12ページ目をごらんください。この12ページ目で申しますと、基準が整備されていて実際に事業者がいるのがL2とL3という形になります。L1というのは、まだ基準が未整備な状況でございまして、事業をやるために法律は定まっておりますけれども、具体的にどういった技術基準に適合するかという基準自体がまだ国の中で検討が進められているところでございますので、これはまだ未整備という形になります。

3点目でございますけれども、廃棄物を処分できるような事業者というのは簡単にできるのかということだったと思いますけれども、それが一言で言って大変難しいと思っておりますけれども、先日の更田委員長、規制委員会と当社社長との懇談の中ありましたように、我々としてできることを極力一生懸命やっていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 44年間続くと。L2とL3はその業者さんがいると。でも、L1はいないですよね。そうなった場合に、やはり東京電力が考えなさいということなのだけれども、この図のように例えば2Fの構内に仮置きする場合に、例えば乾式キャスクといつてもこんな解体廃棄物を入れるような乾式のキャスクがあるかどうかはわからないけれども、やはり相当長い期間置かざるを得ない状態になった場合に、NUMOとかああいうで募集したって手を挙げる町村はいないわけだから、最悪の場合も想定しないと計画どおりいかないのがこういう世界だから、そういう場合にやむなくあそこに置くようになった場合にどのようなことを考えて置くつもりなのか、そこまで述べてもらわないと、例えば地下70メートルで保管して最終処分が決まるまで置かせてくださいとかそういうふうな具体的なことを聞かせてもらわないと、法令に基づいてと、これは言葉はきれいだけれども、中身は何にもないようになってしまうので、その辺をもう一回聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 中熊さん。

○本社廃止措置準備室部長（中熊哲弘君） 解体廃棄物の発電所内の保管方法でございますけれども、先月の原特委でもご説明差し上げましたけれども、L1、L2、L3廃棄物それぞれ現在までの運転期間中にもそれぞれ発生しているものでございます。L1に相当いたします廃棄物に関しては、敷地構内にサイトバンカーという建屋がございまして、その中にプールがございまして、そこで現在安全に保管してございます。それから、L2、L3に相当いたします廃棄物についても、個体廃棄物貯蔵庫という専用の建屋がございまして、そこでドラム缶あるいは角形容器に収納いたしまして、そこで安全に保管してございます。廃止措置のステージに至りましても、処分までは同様の保管を継続

したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 廃止措置ということは、更地にすると私は理解します。だから、そこにプールとかそういったところに保管し続けることは、更地にして県外に持っていくということではないから、だから更地にしても県外に持っていくところがなかつたらばどのように、これ結局解体廃棄物の取り扱いについての参考を読ませてもらうと、地中何十メートルと書かれているので、そのような地中70メートルとかそういったもので保管してもらわないと、その辺の建屋の中に置かれたのでは解体更地にならないでしょう。今そのまま継続しますよになってしまふから、具体的な話を、将来の具体的な話を聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 吉田さん。

○原子力・立地本部副本部長兼廃止措置準備室長（吉田貴彦君） 解体に伴ってのその廃棄物につきましては、これは炉規制法の許可を受けた廃棄事業者の廃棄施設、そちらに処分するという形になります。これにつきましては、今後その廃棄事業者、それからその処分場につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、これは全ての廃炉プラントを持つ電力の課題というところでございますので、これは国とともにしっかりと取り組んでこの事業者、そしてその場所の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 吉田さん、ですから8番議員が言っているのは、今全てが明確なもの答えられる状況ではないとは思うのです。でも、その中でですからこのL1の部分に関して、廃止措置が終わるまでの間貯蔵するのに70メートルということを言っていますけれども、恐らくそういう考えがないのかなと、具体論が持っているかどうかわかりませんけれども、その要は廃炉が始まったときにこのL1の部分をどこにどのようにして置くのかということをお答えいただきたいのですが。

中熊さん。

○本社廃止措置準備室部長（中熊哲弘君） 安藤議員がおっしゃられているその70メートル以深というのは、最終処分場に関する仕様でございまして、私どもは今構内にございますサイトバンカーというところでL1相当の廃棄物も十分に安全に保管できると考えてございます。処分場が決まりませんとやはり構外に持っていくことができないということになりますので、そういたしますと、やはり廃止措置が進まないということが先ほど吉田が申し上げましたように電力共通の課題でございますので、廃止措置を円滑に進めるためにもその処分を具体的にどうするかということを国にもご協力いただきながら実現していかなければいけないということが我々が今抱えている課題でございますので、その解決に向けて我々としても鋭意努力をしながら何とか廃止措置が円滑に進むように努力してまいりたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） これ堂々めぐりになってしまふと申しわけないので、結局L2、L3は何とか業者はいると、L1は今現在いなければ、私から見れば最終処分場が決まるまでは仮の最終処分場ではないのかなと疑問を持つてしまう。であれば、簡単な状態で置いてもらいたくないと。やはり厳重な置き方をしてもらいたいということとあとこの説明でやはり原子炉等規制法に基づき廃棄の業者の許可を受けたと言うけれども、これは文章上はこうなのだけれども、結局決まっていないから、これは44年の間に県外に持つていけるかどうかわかりませんよと。その部分も含まれると思う、決まっていないのだから。決まっていれば業者に持つていってもらえばいいわけだから、だからそういうこともちゃんと明確にしないと。この部分は安心してください、44年後には県外に持つていきますから。ただ、この部分は決まっていないから持つていけるかどうかわかりませんよと。そこを正直に言ってくれないと。ただし、決まるまではこういう置き方をさせてもらいますと。そう言ってもらわないと何かきれいごとでみんな行ってしまうけれども、中身がない話で前に行ってしまうような感じがするので、その辺もう一度お願いします。

○議長（塚野芳美君） 吉田さん、ちょっと待ってください。

ですから、最終的なことはまだわからないわけですから、でもそれ今わかる、わからないと断言もできないし、だから今のところサイトバンカーに保管する状況をもうちょっと丁寧に説明してもらつたほうがわかりやすいと思うので。

吉田さん。

○原子力・立地本部副本部長兼廃止措置準備室長（吉田貴彦君） 吉田でございます。

そういう意味では、最終的にその解体廃棄物を処分する場合の廃棄事業者、そして処分場については現時点では決まっておりません。これは、私もこれからしっかりと取り組んでまいりたいと思いますけれども、最終的にその廃棄事業者に譲り渡すまでの間は、先ほど申しましたL1についてはそのサイトバンカー内での適切な保管、そしてL2、L3については個体廃棄物のその貯蔵庫に適切に保管して対応してまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） ですから、L1については、だからサイトバンカーの中で適切にする。それ当たり前なのです。そうではない。このような形で、例えばそのまま裸で入れるのかなんかわかりませんけれども、私は。入れ物に入れるのか。水の中に入れているのかな、今サイトバンカーは。ですから、そういうことを言ってくれないと、ただ適切にという漠然とした言い方でなくて、もうちょっと丁寧な説明お願いします。

吉田さん。

○原子力・立地本部副本部長兼廃止措置準備室長（吉田貴彦君） サイトバンカーにつきましては、燃料プールと同じような形で水が張っております。その中にL1の廃棄物が。現在も制御棒等保管しておりますけれども、それと同様にプールの中に貯蔵して適切な遮へい効果も期待した上で保管して

まいります。

○議長（塙野芳美君） そのほかござりますか。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。

2ページ目の廃止措置の基本方針について、一番上のところ、周辺公衆というところは、福島第二原子力発電所の周辺地域と読み取ったのですけれども、この放射線被曝を可能な限り低減しますと書かれていますが、これ作業員の方はその作業によって多少前後するはあるかと思いますので、可能な限り低減という書き方でいいと思うのですが、周辺公衆につきましては放射性物質が出来てしまったなどということはないと思いますので、可能な限り低減というよりは、現状とおり今の線量とかを超えることないようなというような書き方にしていただきたいのですけれども、そのあたりのお考えいかがでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 中熊さん。

○本社廃止措置準備室部長（中熊哲弘君） 廃止措置計画の基本方針は、このような記載をしてございますけれども、文章、廃止措置計画というのは百数十ページございまして、その中には今の原子力規制法で定めております敷地境界における年間の線量目標値である50マイクロシーベルトパー、年、これを下回るように守っていきますというような記載はございますので、議員ご懸念の部分に関しましては記載は存在するとご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） いや、そうではないでしょう。ですから、その50マイクロはいいですよ、年間、敷地境界で。今と同じ現時点で何マイクロあるかわかりませんけれども、そのままで行けるという書きっぷりができませんかという質問ですから。

○本社廃止措置準備室部長（中熊哲弘君） 記載ぶりとしてはそのような記載になります。今現時点におきましても、50マイクロシーベルトパー、年という目標を下回るように守るということを記載してございますし、それを廃止措置計画においてもそこを踏襲しながら廃止措置作業を進めていくということを記載させていただくということでございます。

○議長（塙野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 全体的なその書きぶりというのはわかりますけれども、現況いろいろ周辺モニタリングとかされていると思いますけれども、その値を基準にそういうものを超えないように、今と同じレベルですよというようなことが欲しいのです。それと、高くなってしまったということがないように。その年間の目標値というのはわかりますけれども、そういうところが必要かなと思うのですけれども、そういうお考えはあるかどうか。

○議長（塙野芳美君） 増井さん。

○執行役員原子力・立地本部副本部長（増井秀企君） ご指摘非常によくわかりました。廃止措置を

解消しますと、本格的な解体になってきますと中で物を切ったりだとかそういうものが出来ますので、端的に申すと粉じんのようなものが出てくる可能性がございます。これらは、当然抑える方法というのがございまして、それをフィルターで取って放射性物質が十分低くなるような形で外に出していくということがございます。また、乾式の貯蔵を今考えているところでございますけれども、乾式の貯蔵にしますと今でプールにあるものが別の形でちょっと別の場所にあるという形がありますので、これまた若干正直申し上げて線量の評価という観点では、今の値から少し変わる可能性がございます。ただ、それは高くなるのか低くなるのかということに関しては、今後検討してまた改めてご紹介させていただくということでございます。

冒頭中熊が申しましたのは、日本の規制上、線量を極力低く抑えるということで、公衆の線量限度である1ミリシーベルト、これを20で割った値であるところの50マイクロシーベルトを守っていれば複数の線源から被曝をしても十分健康の影響が抑えられる、こういう観点で線量目標値というものがつくられておりますので、この50マイクロは必ず守りますという意味で中熊の発言でございました。恐らく今の議員の発言は、今の値からどう変わるのかという話だと理解いたしました。ちょっと今説明をつけ加えさせていただきました。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） いろいろと作業をする上で多少の変動はあるというようなご回答かと。もちろんそれはあるかと思いますが、敷地境界で線量が上がってしまいましたというのを考えていません、我々は。なので、そこはきちんとしたその解体するときに粉じんが飛ばないようにとかやり方あると思うのです。だから、線量が上がらないようなやり方が必要だというような逆な言うと言ひ方なのですけれども、そういうものを守っていただきたいためにちょっと厳しい現状を維持しますよというようなお考えを持っていただきたいなという意見なのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 増井さん。

○執行役員原子力・立地本部副本部長（増井秀企君） ご意見非常によくわかりました。改めて検討させていただきたいと思います。我々としても、線量を極力低く保つというのは、事業者としての使命であると考えてございますので、その旨ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） まず、1点目が別紙の廃止措置着手までの流れということで、こちら原子力規制委員会と県と楢葉、富岡の全て了解が得た時点で廃止措置に着手ということなのですが、どちらのぐらいかかるかはちょっとまだわからないのですけれども、これが全てはまずクリアされた時点ですぐにもう廃炉に着手されるのかということを1つお伺いしたいと思います。

それと、3ページの廃止措置の進め方ということで、全体工程で44年で第1段階から第4段階ということが今回出されましたけれども、その中の今回は第1段階、10年間ということで5つの事項について示されたわけですけれども、この中の10年間で1番から5番というのは、順番にまずやられるのか。あとこの内訳としてどのぐらいの期間を見ているのか。あとどのぐらいの作業員等を見ているのか具体的に教えていただければと思います。

○議長（塚野芳美君）　吉田さん。

○原子力・立地本部副本部長兼廃止措置準備室長（吉田貴彦君）　まず、1点目のご質問の計画の認可、そして事前了解いただいた後に廃止措置に速やかに着手するかどうかということですけれども、これは私どもとしては速やかに着手をさせていただきたいと考えております。

また、2点目のご質問の全体工程の中の各作業でございますけれども、まずやはり汚染状況の調査、これはしっかりとやらせていただいた上でその除染が必要な箇所等の特定を行っていく。また、その適切な解体方法を検討していくという形になります。ちなみに、汚染の状況につきましては、この3ページの真ん中の表に書かせていただいておりますとおり、第1段階だけでなく、第2段階以降もこれは適切に適宜実施してまいりたいと考えております。また、放射線管理区域外のその設備の解体撤去につきましては、これは屋外の設備でございますので、着手が可能と、対象設備を特定して私どもとして決めて、その準備が整い次第これは準備を進めていきたいと考えているところでございます。

以上となります。

○議長（塚野芳美君）　6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君）　まず、着手については了解しました。やはり許可が出た時点でいつまでもだらだらという形では困りますので、ここは即着手に向けて進めていただきたいと思っております。

あと次の質問のもう少し具体的な工程について教えていただきたいのですけれども、今のちょっと余りにも漠然とした感じなので。管理区域外の解体を先に進めるということは、今聞いたのですけれども、調査、その汚染状況の調査については全体的に全てですずっと行うというのは理解したのですけれども、汚染状況の調査が終わらないと汚染の状況も進められないでしょうし、その後も進めていかないと思うのですけれども、10年間という期間を設けたということは、それなりの内訳が出ているのではないかと思うのですけれども、もう少し具体的に教えてください。

○議長（塚野芳美君）　中熊さん、人数も含めて、先ほどの答弁の中で人数のこと全く触れていませんでしたので、人数も含めてお答えください。

○本社廃止措置準備室部長（中熊哲弘君）　まず、この汚染状況調査なのですが、これというのは実は2つございまして、1つは原子炉建屋、タービン建屋と大きく建屋の中にエリアがございますけれども、この放射線管理区域内全域をサーベイをする。あるいは配管の中の汚れぐあいをふき取って分析をかけてどのぐらい汚染しているかを探るというかなり大きなボリュームの作業がございます。これは、相当人工数をかけなければいけないということとして、ちょっと済みません、まだ人工数を

明確に算定、それぞれの作業で積み上げているわけではございませんので、そういう情報をご提供するのであればもう少しお時間を頂戴したいので、本日はちょっと定量的なご説明は割愛させていただきたいのですが、今申し上げたような相応の1基当たり恐らく半年から1年ぐらいかかるような作業があると思っています。

それからもう一つの汚染状況調査というのは、これは原子力圧力容器周り、ここは中性子で放射化というまた普通の汚染物が付着しているのではなくて、構成している鉄が放射化してコバルトとかになっているというような汚染の状態がございます。こういったものも今水につかっておりますけれども、中にそういう専用の機械を入れてサンプリングをして前処理をして分析してどのぐらい放射化しているかというのを把握すると。そういうような作業になります。これは、かなり高線量下の作業でございまして、これもそれなりの期間がかかるというようなことでございまして、4基ございますので、大体モデル計算コードをつけて計算をして現場とのデータとの突き合わせをして最終的にどのぐらいの汚染がされているかというのをやるという意味では、1基当たり数年かかるであろうということで、掛ける4でございますので、10年ぐらいの期間を頂戴しているというようにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君、もう一度聞いてもらって結構です。

○6番（早川恒久君） 調べてみないとわからないというのは、それは承知しているのですけれども、やはり10年間という期間を設けているわけですので、こういった資料を出されたということであればもう少しやはりしっかりと内訳を出していただかないとちょっと困りますので、この辺は次回もしこういう機会があれば、あると思うのですけれども、そのときにもう少し進展はしていると思いますので、その辺もうちょっと詳しくお答えいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 中熊さん。

○本社廃止措置準備室部長（中熊哲弘君） 現在定めてございます期間に関しましては、既に実績があります先行電力の実績を詳細ではありませんけれども、あらあら調べた上で設定したりなどをしてございますので、どこまで詳細にご説明できるかというのはちょっと若干自信がないところもございますけれども、可能な限りお答えできるように努力いたしたいとは思います。よろしくお願ひいたします、人数に関しては。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 7ページ、スライドの7のところなのですけれども、ここに1行目に安全確保の機能に影響を与えない範囲内でということで、基本方針のところにもあるのですけれども、この3ページの手順のところのこの第1段階、第2段階見ていくと、今回出ているこの③のところと燃料

の使用済み燃料とか新燃料の取り出しが結構ダブっているわけですけれども、こここのところの安全確保というのが単体になるのかバックアップの系統をちゃんととりながらやっていくのかというところで、何か随分大ざっぱなのですけれども、もう少しこの2工程にまたがっていくところをもうちょっと詳しく教えてもらっていいですか。

○議長（塚野芳美君） 中熊さん。

○本社廃止措置準備室部長（中熊哲弘君） 3ページ目の下のバーが3つございます。これは、使用済み燃料ですとか新燃料を取り扱いますということでございますけれども、この使用済み燃料と新燃料は、4基とも全て現在使用済み燃料プールというところで保管してございます。したがいまして、この使用済み燃料プールの冷却機能ですとかあるいは水の浄化機能、こういったところはその中に保管している使用済み燃料、新燃料の安全にかかわるものでございますので、その機能はしっかりと維持しなければいけないと。一方で、7ページ目にございます例えば右側の写真の主変圧器というのは、これは発電をしたものと送電するために昇圧をしたりするような機器でございまして、もう二度と発電はしないということでございますので、これを壊しても何ら安全には影響がないだろうというようなことでございます。

左側の格納容器内ガス濃度制御計というのは、現在ちょっと一部配管の昇圧に使ってたりもするのですが、廃止措置計画が認可されて廃止措置に着手して以降は、もうその機能も不要になるというのがわかつてございますので、これも解体対象の候補としてはあり得るだろうということで写真を載せさせていただいております。そういう観点で安全確保に影響のない範囲というところで設備を選んで解体をするということでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） いろんな機械があって、我々はなかなかどこの部分が安全でどこの部分が安全ではないのか、使用済み燃料プールを冷やしていかなければいけないというのは今まであったことなので、わかつているのですけれども、そういうところをもう少しわかりやすくというのではないのですけれども、結局これ1号機、2号機、3号機、4号機も一遍にやるわけではなくて、多分ある程度この順番、この順番とやりながら重なっていくので、トータルで1段階、2段階で22年という期間をとっているのだと思うのですけれども、やはりその中でいろんな形でちょっと何かトラブルがあったとか配管漏れしましたとか何かありましたというそういう不安材料は極力やっぱりなくしていただきたいと思っておりますので、ぜひともその辺の何か壊していくからもうメンテナンスがちょっと例えばAランクでメンテナンスをしていかなければいけないのがBランクとかCランクのレベルでということでちょっとなったりするということもあろうかと思うのですけれども、そういうことはやっぱりないようにきちっと安全のところは全て取り出して安全になるまではきちっとそういう設備のところも手を抜かずにきちっとやっていただきたいと思うのですけれども、その辺に関してもきちっとこ

の計画の中には細かいところは入ってくるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 中熊さん、ちょっと待ってください、答弁いただきますけれども。このメントラ ns と液体窒素だけではなくて、もうちょっと次のときにはというか、資料としてこんなもの、こんなものあるよと、でないと素人にはわかりませんので、実際に。その辺もうちょっとこの2点だけではなくて、もう少し幾つか例を挙げて説明いただくなおわかりやすいかなと思うので、その点お願いして答弁をお願いします。

中熊さん。

○本社廃止措置準備室部長（中熊哲弘君） 議長のお話了解いたしました。次回には屋外に安全の確保に影響のない機器というものはこういうものがあるというものをもう少しご説明させていただきたいと思います。

それから、今ご質問いただいたところですけれども、廃止措置計画には廃止措置のステージに至ったときに今ある機器のうちどれを維持管理しなければいけないかあるいはこの第4段階に区分してございますけれども、こういうその4つの区分したときにいつまでそれを維持しなければいけないかというようなところを機器としてリストを添付する形で載せることになってございます。それで規制委員会の審査を受けて認可をいただくということになってございますので、そういう意味でも規制委員会も安全確保のために維持が必要なものはしっかりと維持されているかと、保守管理されるかということを審査をいただいて認可をいただくということですので、ご懸念のところは廃止措置計画の中にしっかりと反映していくということだと認識してございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○7番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） いろんな質疑応答聞かせてもらって、ごもっともなような回答ばかり来ているのですが、まず廃止措置の進め方で1段階の10年、この10年の中で本来であればこの10年の準備期間の中で、先ほど安藤議員が質問したような内容のものが全てクリアして解体に着手するのが本来のやり方だと思うのです。L1、L2、L3、こういうものの引き受け先がきちんと決まった中で本来は解体に着手するのです。これ誰が考へてもこの受入れ先が決まらないうちに物を解体するなどというのは考えられないですから。東京電力さんは、国と1つになっているからこういう決まっていないうち解体に着手して、引き受け業者が決まっていないものはサイト内に置きますよと。サイトバンカーのプールの中に入れておきますよと。あとは貯蔵庫の中にL2とかはドラム缶に入れて貯蔵しますよというようなこと言っていますが、その辺がそもそも我々理解できないのです、幾ら説明受けても。仕事の流れが順序が逆なのです。あなた方は、苦しさの余り引き受け先がない、処分の方法がない、

ただ解体完了するまで44年間かかりますから何とかなるだろうくらいの考えなのかなと思うのです。我々地元としては、そんな答えでは到底納得する人は誰もいないのです。だから、順序としてやはり国と電気事業者、東京電力さんがこれだけの大きな企業ですから、やはりそれのそういう答えはきっちり持って説明に当たってほしいのです。その辺の考えはどう考えているのですか、これ堂々めぐりになってしまふと思いますが。

○議長（塚野芳美君）　吉田さん。

○原子力・立地本部副本部長兼廃止措置準備室長（吉田貴彦君）　吉田でございます。

申しわけございません。本来であれば、やはりそういった廃止措置で解体始めるに当たりまして、処分事業者、それから処分場等確保した上で、全ての条件が整った上で進められるのがやはり理想だと思いますけれども、現状は先ほどもお話しさせていただきましたけれども、その廃炉に伴って解体で発生する放射性廃棄物、この処分事業者、そして処分場というものが決まっていない状況でございます。これは、私どもだけでなく、ほかの廃炉プラントを有する電力各社共通の課題というところでございまして、ここは私どもはこの44年、今回のその工程の中で何とか道筋をつけてこれはその期間内に工事を終えるように最低限努力してまいりたいと考えております。そこにつきましては、また国、そしてほかの電力ともこれはよく協働しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君）　13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君）　昔から原子力発電所は、トイレなき原発と言われ続けていました。そういう言われ続けた結果として、今度の事故によってまた同じことを繰り返すわけです。皆さんまた同じ道を歩く今も説明しているのです。そういうことが今まで原子力発電所日本の国で動き始めてかなりの年数たっていると思うのです。それをさておいて事業を行ってきた答えがまたこういう答えなのです。非常に地元としては私は情けなく思います。せめて廃炉に伴って計画を立てるのであれば、もう少ししっかりした計画、順序をきっちり踏まえた計画。先ほど言ったようにL1もきっちり処理できる場所を決定してからやるべきものなのだと思うのですが、第二原発の場合は事故は起こしていませんので、その辺は割かし廃炉工程は楽なのかなと思うのですが、それにしてもやはりトイレなき原発ですよね。その辺をとにかく一番の課題はこれなのです。建屋を壊すとか燃料を移動するとか、それは皆さんの技術力であれば幾らでもできると思うし、第一原発でもあれだけの危険を伴っている工事をやってのけているわけですから、そんなのは私は全然心配していないのです。ただ、燃料の置き場所です。燃料永遠に置かれたのでは、ここの原発を廃炉にした意味何にもなくなってしまうわけですから、その辺を本当に心からきっちり考えてやっていただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　吉田さん、ちょっとお待ちください。

先ほどちょっとどなたか忘れましたけれども、使用済み燃料及び新燃料に対しては説明あったのですけれども、ちょっとまだ何か理解していない部分もあるようですので、改めてその使用済み及び新燃料の今後の取り扱い、書いてありますけれども、それを改めて説明していただくのとそれから現

時点で答えられるものは答えられるし、それ以上の無理なものは無理だということは現時点でははつきりした答弁にしてください。

吉田さん。

○原子力・立地本部副本部長兼廃止措置準備室長（吉田貴彦君） 済みません、資料の8ページを改めてごらんいただきたいと思います。使用済み燃料でございますけれども、これは第3段階であります原子炉の本体、このその解体が始まるまでに全量を取り出して、廃止措置が終了するまでに全量を再処理事業者に譲り渡すと、こういう形で進めさせていただきます。最終的に譲り渡すまでの間、構内に乾式貯蔵施設を設けさせていただきまして、そのキャスク内での保管ということを対応させていただきたいと考えております。これは、社長の小早川がお約束させていただいておりますとおり、最終的に再処理事業者に廃止措置が終了するまでに県外に例えば全量搬出すると。可能な限り早期の搬出に努めていきたいと考えております。ただ、申しわけありませんが、現状でいつ、どこにということを具体的に今申せる状況ではございませんので、これは見通しが立ちましたらまた廃止措置計画に反映してまた皆様にご説明させていただきたいと考えております。

〔「燃料に関しては聞いていないんだけどね、私は」と言う人あり〕

○原子力・立地本部副本部長兼廃止措置準備室長（吉田貴彦君） はい。

○議長（塚野芳美君） 町長ありますか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） だそうですので、ちょっと。

町長。

○町長（宮本皓一君） 廃止措置の今回第二原子力発電所、東京電力第二原子力発電所からこれを申請して、この方法ならば大丈夫ですよということで認可を受けるのだと思いますけれども、この認可を受ける段階でも先ほど8番さんがお話しになったようなL1等の廃棄物の最終処分というのは決まらないのだと思います。これどうですか、私からの提案ですけれども、議会と一緒にこれ経産省、国に対して、これ全国である大きな課題ですから、富岡町ばかりが抱える問題でもありませんので、廃止措置も決定している原子炉はよそにあるでしょう。そういう意味では、要望してしっかりと国に対応していただこうではありませんか。その辺を私からちょっと提案をさせていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 詳細については、後ほど打ち合わせしたいと思います。

13番さん、まだ続行します。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今細かく燃料の件最終44年ですかの中で引き取り業者にきちんと引き取ってもらうよという説明もらいましたが、そんなのは私心配していないのです。廃炉に伴う解体物のL1の処分場なのです。本来であればそういうことを10年間の中できちと決めて解体に着手すべきだと

ということを言っているのです。ということです。

○議長（塚野芳美君） 何かお答えできますか。

吉田さん。

○原子力・立地本部副本部長兼廃止措置準備室長（吉田貴彦君） 浩みません。廃棄物のお話でございますけれども、これは確かに現状決まっていないところがございまして、私どもとしても非常に大きな課題だと認識しておりますが、これは廃止措置を終了する要件といたしましては、廃棄事業者の廃棄施設に処分すると。これがその要件ということになりますので、これができないと廃炉は完了しないというところがございますから、これは今回ご説明させていただきました期間でできるように最大限努力していきたいと考えております。

○13番（渡辺三男君） はい、ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

なければ、以上をもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、東京電力福島第二原子力発電所廃止措置計画の主要ポイントについてを終わります。

ここで東京電力ホールディングス株式会社の職員の皆様にはご退席いただきます。ありがとうございました。

2時50分まで休憩いたします。

休 議 (午後 2時37分)

再 開 (午後 2時46分)

○議長（塚野芳美君） 若干早いですけれども、再開いたします。

次に、その他に入ります。

その他1、富岡町災害復興計画（第二次）後期（案）及び富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画アクションプラン（案）についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。説明は、着座のままで結構です。

○企画課長（原田徳仁君） 失礼します。

それでは、富岡町災害復興計画（第二次）後期（案）及び富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画アクションプランの案について説明をさせていただきたいと思います。

2次計画後期につきましては、12月開催の両常任委員会において来年度から5カ年で実施する重点プロジェクト、また特定復興再生拠点区域のアクションプランにつきましては、全員協議会で暮らし、にぎわい、健康の3つの視点をもとに施設整備などについて説明をさせていただきました。現時点で

作成途中ではありますが、このほど町執行部案がまとまりつつありましたので、議員各位に提出させていただいたところでございます。いずれの案もページ数がかなりありますので、本日は提出のみとさせていただきまして、来月開催の両常任委員会でのご意見、ご指導をいただきながら、改めて2月開催予定の全員協議会で説明をさせていただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） わかりました。ということですので、事前に今回は資料をいただいていますので、議員各位十分にこれを目を通してください、それで効率的な次の委員会が進められるようよろしくお願ひします。

では、続きまして、説明者入れかえのため暫時休議します。

休 議 (午後 2時48分)

再 開 (午後 2時49分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

次に、その他2、避難指示解除区域の上水道料金及び下水道使用料の減免措置の終了についての説明を生活環境課長より求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） それでは、避難指示解除区域の上水道料金及び下水道使用料の減免措置の終了についてご説明申し上げます。資料は特にお渡ししておりませんので、ご了承願います。

まずは、今般双葉地方水道企業団より避難指示解除区域の水道料金基本料金の減免措置を終了する旨の通知がありましたことをこの場をおかりしましてご報告いたします。双葉地方水道企業団では、東日本大震災等により避難を余儀なくされました町民の町内外における水道料金の二重負担を軽減するために累積使用水量が10立米以上になった月の検針月に基本料金が発生する水道料金基本料金の減免措置を平成26年10月分から実施しておりましたが、他構成町と同様に応急仮設住宅の供与終了となる本年3月末をもって避難指示解除区域の減免措置を終了することになりました。また、当町における公共下水道及び農業集落排水の使用料金は、上水道の使用料金をもとに徴収しておりましたことから、水道料金の一部減免に合わせる形で基本料金を一部減免しておりましたが、上水道の減免措置が終了となることから、上水道と同様に避難指示解除区域の減免措置を終了することといたしました。なお、帰還困難区域につきましては、町と双葉地方水道企業団で今後の復旧状況を鑑みながら減免措置の終了時期について検討してまいりたいと考えております。

以上、上下水道における減免措置の終了についてのご報告及びご説明となります。この場におきましてご了解がいただけましたら今後双葉地方水道企業団と連携しこの件について町民に広報してまいりたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 減免終了というのは、問題ないかと思うのですけれども、今例えば富岡に住まわれていて10立米まではいっていない方がいらっしゃったとして、それが今度この減免措置がなくなるタイミングでそれまで使用した料金を一括で請求が来るとかそういうことになるのかどうかの確認をさせてください。

○議長（塙野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ただいまご質問ございました件につきましては、これまでのものというものは全く継続にはならないということで、新たに4月使用分から新たな今回の形でやるということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（塙野芳美君） よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちましてその他2、避難指示解除区域の上水道料金及び下水道使用料の減免措置の終了についてを終わります。

次に、その他3、双葉地方水道企業団全員協議会内容について（台風19号・豪雨関連）の説明を双葉地方水道企業団議員より求めます。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 10番の高野議員とともに2名で水道企業団に行っておりますが、代表いたしまして私から説明をしたいと思います。

昨年の12月26日に水道企業団の全員協議会がありまして、浄水場の状況についての濁りの説明がございました。皆さんのお手元に浄水場の大きな流れのものを渡してあると思うのですけれども、この中でこの苛性ソーダの赤いところとPAC（凝集剤）の緑のところがあると思うのですが、これのこのPAC（凝集剤）というところの注入の配管の不備並びにこの凝集剤と苛性ソーダの注入量を決めるのですが、それを外でつくった設定値と現場での実際に誤差が生じておりますが、そのことで適度に濁度を処理してきれいにすることができなかったということで、現在は設備の調整をまず行い、濁度に応じた適切な薬品量を注入することができるようろ過池への濁り水の流入を防ぐことができるようになったということで、11月に実際実施しておりますが、現在は大丈夫なようになったということで説明がございました。結果的には、この凝集剤のところがうまく機能しなかったということでしたので、ご報告いたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりました。

これは、各議員にこの間7足す6、13日ぐらいの濁った水という問題があつて、町民からもいろんな大きな不満が出ておりましたので、各議員には当然理解しておいていただくべきものということで

水企の議員に説明をしていただきましたが、ただいまの説明に対しまして何か質疑ございますか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） いや、できる範囲で聞いてください。

〔「関連でもいいんですか」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） どの程度の関連か、では8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 前回水企の担当者から来て説明してもらいましたけれども、確かに今7番さんの説明のように汚濁の原因は機械的なものというか、そういうことなのでしょうけれども、あのときかなり広報のあり方について、何か水企は各町村任せだったような気がするのです。やはり長いスパンで私もいわきで十何日間というのをやりましたけれども、自衛隊とか来て。何でもなかった。余りそんなに大きくなかったところであれだけ長くなったということで、町民に対する広報のあり方について少し改善というか何か勉強会とか今後こうしますとか、そういうたのも話しあわせたのですか。

○議長（塚野芳美君） ちょっと待ってください。それは、水企の議員がいいのか、それとも生活環境課長がいいのか。

では、総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 水企議会、水道企業団の議会全員協議会の前段で構成団体連絡会議というのが開かれまして、同様に今回の対応を先ほど説明あったようなことを説明受け、加えて対応マニュアルの改定を見直しをしっかりとしていくと。作業に着手しましたと。団体の中でもその作業部会をしっかりとつくって年度内には対応していきたいと。遅くとも年度明けてすぐそのマニュアルが策定されて実施に動けるようにしていくというような説明は受けております。

ちょっと補足になりますが、その中で若干今回機器的なもの、機械、器具、それから注入量というそういうものの以外に発生をさせた原因というのがあるだろうと各町からありますと、その認識が甘いのではないかという厳しいお話をしっかりと各町からして、なのでそれを踏まえてマニュアルについては見直してくれと。今後のことについては、どのような方向に進んでいますか、見直しをどのような方向で見直したのかというところをしっかりと確認させてくださいというお願いをしていますので、しっかりと確認をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、以上をもちまして質疑を終了いたします。

以上をもちまして双葉地方水道企業団全員協議会の内容について（台風19号・豪雨関連）を終わります。

その他執行部からございますか。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） 皆様、お疲れのところ大変申しわけございませんが、住民課から特別通過交通対象ルートの自動二輪の通過についてぜひご説明をさせていただきたく、急ではございますが、お時間をとっていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（塚野芳美君） はい、続けてください。説明は着座で結構です。

○住民課長（植杉昭弘君） まず、今回説明につきましては、内閣府との調整の中で、国はこの公表予定を1月下旬から2月上旬としていることから、ぜひこれからご説明をさせていただく内容につきましては、国の公表まではぜひ内密にしていただきますようご理解をお願いしたいと思ってございます。また、この特別通過交通につきましては、私ども富岡町だけではなく、浪江町、双葉町、大熊町も関係しております、情報といたしまして、浪江町、双葉町については12月に、大熊町については1月に各町の執行部が議会へ非公開により同様の説明をしているところでございますと、議員の皆様からはご理解をいただいているということを確認しているところでございます。

それでは、大変申しわけありません、口頭によりこれから説明をさせていただきたいと思います。当町を含めた関係4町が内閣府から特別通過交通対象ルート、こちらに自動二輪通過を可能とする方向性が示され、今まで協議を進めてまいったところでございます。当町に関係する道路といたしましては、国道6号と県道36号になります。浪江町、双葉町、大熊町に関係する主な道路につきましては、国道6号と県道35号になります。いずれの道路に関しましても、原動機付自転車も通過可能とし、3月中の運用開始を目指しているということを確認しているところでございます。

自動二輪通過を可能とする理由といたしましては、1つが3月に国道6号線近辺で一部避難指示の先行解除や立ち入り規制の緩和が予定されておりまして、利便性の確保の観点から二輪通行を可能とすることが望ましいと考えられること。また、常磐自動車道路におきましては、もう既に自動二輪の通過を可能としている現状におきまして、事故等による通行の制限時やあと災害等で一部通行止めが発生した場合でも国道6号線や県道35号線などの代替ルートの選択肢がふえることなどが考えられること。これらが協議の中で示されたことでございます。このことから、また主要幹線道路におきまして、自動二輪が通行できないということは除染が進んでいないなど思われるなど風評被害の要因となってしまうことも考えられることから、内閣府における自動二輪通過についての方向性につきましては、町として、また他町においても認めることとしておるところでございますと、議員の皆様方におかれましてもご理解をお願いしたいと考えるところでございます。

最後に、繰り返して大変申しわけありません。今の説明につきましては、国が他町とも調整しておることから、国が公表するまではぜひ内密にしていただきますよう改めてご理解をよろしくお願ひします。

説明は以上になります。ご理解をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） ということですので、国が公表するまでは皆さん口外しないようにお願いし

たいのと今課長説明の中で二輪という表現の部分とそれから自動二輪という部分あったけれども、今回新たに二輪車が通行可とするという部分は、自動二輪ではなくて二輪車でよろしいのですね。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） 大変申しわけございませんでした。今回通行可能とするのは、自動二輪車と原動機付自転車の2種類になります。なので、自転車は通過はできません。

○議長（塙野芳美君） ということで説明が終わりました。何か確認したいことがありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） ないですか。では、くれぐれも口外はしないように胸に秘めておいてください。

執行部からその他はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） ありません。議員からその他ござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。

閉会（午後 3時03分）